

〈史料紹介〉

長州藩における庄屋の年中行事書
―蔵田家文書「年中行事廉書」―

山 崎 一 郎

一
当館所蔵の蔵田家文書のなかに、「役中手控」という題名の冊子がある。^{〔1〕}この「役名手控」は寛政期から弘化期頃にかけての様々な文書が書き写されているもので、勘場役人である算用師の一年間の職務を月別に書き上げた「算用師座年中諸仕出物数控」や、阿武郡高佐村関係の記事、例えば「高佐村諸給領御預り山」「寛政式戌歳御改已来上地山共二坪付写」などの文書を見出すことができる。

この「役中手控」の裏表紙には、「蔵田信成」||蔵田義惣次の名が記されている。蔵田家は、江戸時代、阿武郡高佐村に住居し、高佐村後井組の畔頭や高佐村等の庄屋・小都合、さらには大庄屋をも務めた家であり、義惣次は、文政期から弘化期にかけて、高佐村の庄屋のほか短期間ではあるが算用師としても活躍した人物である（次頁表参照）。「役中手控」は、おそらく、義惣次が職務遂行上参考となる記事を書き留めておいたものであろう。さて、この「役中手控」のなかに「年中行事廉書」

表 近世における蔵田家代々の役職及びその期間（庄兵衛～義惣次）

名前	役職（…期間）	名前	役職（…期間）
庄兵衛 （正兵衛）	・高佐村庄屋…不明	弥平次	・高佐村庄屋…寛政4(1792)～？ ※寛政4～同9 庄屋代勤 寛政9～ 庄屋本役 ・片又・福田・上弥富庄屋代勤 …寛政12(1800)～享和元(1801) ・永久御仕組方懸り …文化4(1807)～文政10(1827) ・片又村庄屋・小都合 …文化6(1809)～文化8(1811) ・証人庄屋…文化9(1812)～文政10(1827) ・大庄屋…文政10(1827)～天保6(1835) ・御本勘御算用内勘頭取…文化3・文化7
宇兵衛 （右兵衛）	・高佐村後井畔頭 …寛永8(1631)～寛文2(1662)	義惣次	・高佐村庄屋 …文政2(1819)～天保2(1831)・天保7(1836)～弘 化2(1845) ※文政2～同9 庄屋代勤 ・算用師…天保5(1834)～天保7(1836) ・片又村庄屋代勤 …文政7(1824)～同9(1826) ・嘉年上村庄屋代勤 …文政9(1826)～同10(1827) ・嘉年下村庄屋 …文政10(1827)～11(1828)・天保2(1831) ※文政10～同11 庄屋代勤 ・嘉年下村小都合…天保2(1831) ・福田・上弥富村庄屋…天保13(1842)～？ ・高佐村小都合庄屋…天保13(1842)～同14
治右衛門	・高佐村後井畔頭…寛文3(1663)～元禄10(1697)		
惣右衛門	・高佐村後井畔頭…元禄11(1698)～延享4(1747)		
権左衛門	・高佐村後井畔頭…延享4(1747)～安永2(1773)		
惣右衛門	・高佐村後井畔頭 …安永2(1773)～寛政2(1790) ・高佐村庄屋 …寛政2(1790)～寛政9(1797) ・上下小川村庄屋 …寛政9(1797)～寛政10(1798) ・下小川村庄屋 …寛政10(1798)～寛政12(1800) ・片又・福田・上弥富村庄屋 …寛政12(1800)～享和元(1801)		

（蔵田家文書勤功書等から作成）

と題された文書が書き写されている。これは、長州藩、特に奥阿武宰判内の庄屋に関して、その一年間の職務内容を示しているもので、一月から二月まで順に月毎の職務を書き上げた部分と、特に月を限定せず、年間を通じて随時行い必要がある職務について書き上げた部分（年中江掛り候部）からなっている。書き上げられた職務のうち、期限のあるものに関しては、細かく期日が明示されている点特徴的である。

「年中行事廉書」（以下、「廉書」と略記）は、村役人の職務遂行マニュアル（以下、こうした性格のものを「年中行事書」と総称する）とでも言うものであるが、同様の性格の史料はこれまでもその存在がいくつか指摘されている。例えば、伊藤家文書や桜井家文書にみえる「畔頭座付渡御用物付立并年中行事書」は、畔頭が引き継ぐべき諸道具や帳簿を書き上げるとともに、一月から二月までの職務内容を順を追って示しているもので、弘化三年（一八四六）に舟木宰判の代官所が作成し配布した

ものである。また、山内家文書の「庄屋許年中行事書」（慶応三年）は、庄屋の一年間の職務を月毎に書き上げたもので、各月で作成しなければならぬ文書に関しては、その雛型や作成の際の注意事項（例えば帳簿であれば帳簿の紙数など）までも記している点で特徴的なものである。庄屋のものとしては他に、金津家文書の「定法諸仕出物其外廉書」（文政二年）なども知られている。

こうした年中行事書は、村役人の具体的な職務内容や彼らの果たした機能を知るうえで貴重なものであることは言うまでもなく、また、村役人レベルで作成される文書について考察する際にも有用であると考えられる。

「廉書」は、文化九年（一八一二）の年記をもち、長州藩の庄屋の年中行事書としては管見のかぎり最も古いものであり、内容的にもかなり詳細なものである。そこで、年中行事書のなかで庄屋に関するものはまだ全文翻刻されたものがない点も考慮しつつ、ここで「廉書」全文を紹介しておくことにしたい。

「廉書」が作成された意図やその作成主体について若干検討しておきたい。

二

まず、「廉書」の作成主体について考えてみよう。

「廉書」の奥書部分には、「廉書」を作成配布した理由として、常々嚴重に申し渡しているにもかかわらず、村々からの「諸仕出物」様々な届出や諸帳簿等の提出がいつも期限に遅れており、そのため代官所業務に支障を来すとともに、「地下脚役之費不大形」であることをあげている。

このように、「諸仕出物」の延滞によって「御代官所及問二甚不相濟事」であると述べられている点を考えるならば、「廉書」の作成主体は、代官所であったと考えるのが妥当であろう。さらに、「廉書」冒頭部分に「原田小右衛門御役中」とあり、文化八年（一八一二）三月から同一二年（一八一五）六月まで奥阿武宰判の代官を務めた

原田小右衛門恒孝の名が見えることからすれば、「廉書」を作成したのは奥阿武宰判の代官所であつたと特定することができ、「廉書」は、奥阿武宰判の代官所が作成し、管轄内の村々庄屋へ配布したものであろう。

作成主体が代官所であるという点では、舟木宰判の代官所が作成した「畔頭座付渡御用物付立并年中行事書」と同じ性格であると言える。他宰判の場合でも、代官所（あるいは勘場）がこうした年中行事を作成し、庄屋・畔頭に配布した例があるのではないだろうか。

次に、「廉書」作成の意図について検討してみよう。

先の奥書部分の記述からすれば、「廉書」作成の意図が、村々庄屋に「諸仕出物」期限を厳守させる点にあつたことは明らかであろう。奥書部分には、今後は期限内に諸仕出を行うようにし、もし期限を過ぎた場合には年中行事書の一項目につき銀一匁あての罰金を科すとも記されている。期限厳守を徹底させるため、罰則規定まで設けている点は注目に値する。

ところで、奥書部分には、「諸仕出物」の延滞によって代官所業務が妨げられるとともに、「地下脚役之費不大形」すなわち、村方の「脚役之費」が並大抵ではないとも述べられている。これは如何なる意味であらうか。

この点に関して参考としたいのが、山田家文書の「大庄屋元年中行事」である。¹⁾この文書は、題名に「大庄屋元」と記されているものの、内容は「廉書」と同様に庄屋の月毎の職務を一月から順に書き上げている庄屋の年中行事書である。

この文書の奥書部分には、庄屋から勘場への提出物は数が多いので、例年提出すべきものを手控に記しておくならば、例えば大庄屋からの催促がなくとも前もって手控に基づいて処理ができ、提出期限も守れ、義務がスムーズに進行すると述べられている。このことから「大庄屋元年中行事」の作成意図を知ることができるが、注目されるのは、続く次のような記述である。

俄ニ取急候事ニハ兎角足役之費有之候、仕出物其節

ニ後れ物切其日を過、勘場方も其度催促廻返相成候
而も、遠村ハ遅着故間ニ相兼、無據亦直飛脚差立候
様成行、筆紙足役之大キ成費ニ付、其考合有之度事
ニ候

ここでは、取り急いで仕出物を提出しようとするとかと「足役之費」であると述べ、その例として、仕出物が期限内に遅れた場合、勘場からそれを催促しようとしても、遠村の場合は間に合いかねるため、村送りではなく「直飛脚」を使うことになり、それ故その分だけ筆紙代や「足役」の費用が高んでしまうことをあげている。仕出物の延滞に伴い、勘場・庄屋間の伝達諸経費²⁾「足役」や筆紙代が余分に嵩む点を指摘しているのである。

「廉書」において、「諸仕出物」の延滞によって「地下脚役之費不大形」であると述べられているのは、まさにこうした状況を指していると考えられる。勘場・庄屋間の伝達諸経費²⁾「足役」や筆紙代が余分に費やされれば、結局のところ、その分は足役買や臨時小買等のかたちで

村民へと負担が転嫁されていくことになる。先に、「廉書」の作成意図は「諸仕出物」期限を厳守させる点にあると述べたが、罰則規定を設けてまでもそれを徹底させようとしていたのは、それが単に代官所（勘場）業務の円滑化のために必要なのではなく、村民の不必要な負担を軽減する上でも必要であつたからと考えられる。

「大庄屋元年中行事」では、先に引用した箇所につづく部分において、各村で手控（大庄屋元年中行事）を指すに必要な事項なども詳しく書込んで職務の参考とするならば、「諸事手廻シ能、足役之ニ助ニ可相成」と述べている。「廉書」の作成意図も、まさにこの点にあつたと言うことができるだろう。

註

- (1) 請求番号No.三。この文書の表紙には、もともと題箋があつたと考えられるが現在は紛失している。「役中手控」は仮題である。
- (2) 三宅紹宣氏「長州藩村落の構造とその機能」（宇部工業高等

〈史料〉

年中行事廉書

文化九壬申ノ四月改

原田小右衛門御役中

専門学校研究報告』第二六号)。伊藤家文書・桜井家文書・山内家文書とも当館蔵(請求番号は、それぞれNo.一、No.六三、No.七二)。伊藤家文書のものに関しては、北川健氏によって全文が紹介されている。(『宇部地方史研究』第5号)。

なお、山内家文書には、「庄屋許年中行事」のほかにも、庄屋が作成する文書の雛型等を載せる「庄屋元年中請仕出物調方法地下仕出沙汰ニ控」(文政二年・請求番号No.五〇四)という文書もあり注目される。

(3) 吉本一雄氏「近世地方文書の作成と管理」(山口県文書館研究紀要「第一九号」)。年中行事書が庄屋の引継ぎ文書に含まれていた点を指摘している。

(4) 当館蔵。請求番号No.六二。作成年代は不明。

年中江掛り候部

一綿布御運上銀前月取縮之分、翌月三日迄ニ上納之事

但、御物限り迄ニ上納不致分ハ、取縮無之部ニノ勘

定仕詰致せ候事

一駕籠乗仕出之事

但、物限迄ニ仕出不致分ハ同様ニノ仕出致せ候事

一洪水ニ而破損所有之節ハ其日ノ三日之内可届出、物切

迄過候得ハ不及沙汰候事

但、大破ニ而物限迄ニ届出不相成分ハ、其趣荒届ケ

早速差出可申候事

一御城米繫船有之節ハ先格之通可届出候事

一非常事ハ不依何事ニ早速勘場可届出候事

但、不合在郡節者右飛脚勘場ノ直様萩江差出候心得
ニ而可差出候事

一道松其外虫入根引風折等之類入札売之沙汰相成時者、
其日ノ十日迄之内仕出候事

但、成丈ケハ卷日も早く仕出之事

一寺院代替り、後住職被差免入院之上御正抛物取ニ自身
勘場罷出、其節入院届印鑑共ニ例之通調出候而、郡付
寺社方御代官所尚寺社江付届候事

一社家代替り之節、社職御免之上御正抛物取ニ自身勘場
罷出、郡付寺社方御代官所尚寺社所江付届候事

一諸仕出物之内、於勘場合冊亦者継立相成候部も有之候
ニ付、半紙小杉共ニ他国紙遣ひ申間敷、猶亦定法之文
格も有之事ニ付、兼而案書等認置、遅々無之様調出可
申候事

正月

一寺社家其外地下人御目見罷出候段先達而申出置候分、

長州藩における庄屋の年中行事書（山崎）

俄ニ病氣ニ而得不罷出候節ハ、正月八日迄ニ其段届出
之事

一諸村御立山火道切正月中切調之事

一同断追落鎌斧有無廿五日切届出之事

一宗門帳大究・小究、其年ニ応シ是迄之通宗門方江正月
中仕出之事

但、戸籍帳之儀者当年改手堅沙汰申付候事ニ付、弥
詮儀筋念を入、大庄屋元江正月中仕出候事、尤大究
年之儀者戸籍括りと宗門帳行合候様仕出勿論之事

二月

一良木植付之儀者、御立山并合壁山山野ニ而宜場所見
立、植付之本数有無共ニ二月中届出之事

一往還松植継本数有無共ニ同断

一往還并小道ニ至ル迄念を入作り調之事

一百姓田畠端其外畑を開、櫛楮茶桑其外植付本数有無共
ニ二月中届出之事

一 春定内勘二月中調之事

但、洪水等二而永否有之見分不相濟節ハ日延申付之事

一 永否・当否見分相成次第印判帳持参算用師座ニおゐて早速引合之事

三 月

一 井手川除其外御普請所無油断せり立立札帳調出可申候、尤立札之儀者板江入力書記立置可申候事

一 同断御普請木末木枝葉入札壳候分、立札帳一同調出之事

一 払斗御蔵納之御沙汰相成候節ハ無疎上納可令、三ヶ月を越候得者三割之利米被召上候事

一 土貢御蔵納通ひ陸送りハ十一月中差出、船送り之分者十五日切算用師座へ可差出候事

一 石納大豆廿五日を切令上納、通帳当月中を切算用師座江可差出候事

一 特牛皮同断

一 御本勘修甫配当共ニ仕詰中一紙十五日切向々江調出之事

一 入替米并ニ仮払納御切手三月廿五日切可差出候事
但、大石之分右日限り迄若上納不相成分ハ面着可差出候事

一 御蔵入御預り地共ニ、春定算用日割相成次第無滞引合可罷出候事

但、卷一紙尅通・横帳式冊宛調出、尤狂ひ有之候時者御根帳寄冊調出候事

一 給領傍示付合壁山立銀向寄之御蔵入請添ニ付、引受之村々御蔵入春定一同山名寄帳引合可差出候事

一 宗門究之節、人寄之儀手堅令沙汰并百姓中名前三段書之分半紙江調出候事

一 給領春定一紙横帳ニノ式冊三月中を切調出可申、尚又引合とノ算用師座江小庄屋老人可差出候事
一 酒場和市遠銀廿八日切勘場上納候事

四 月

一切手払其外差替相極候上、仕詰中一紙於算用師座引合出勘之事

五 月

一 田作植付皆済之段早速届之事

但、土用江も入植付不相成候ハ、其訳可申出候事

六 月

一 夏銀一紙六月十五日切調出之事

付り、蔵目喜松山御運上銀申出之事

付り、諸浦御履船子被召仕之時ハ賃銀立用相成儀ニ

付、所勤手形取揃可被差出候事

一 夏銀半納廿八日切上納之事

八 月

一 夏納銀残り半納五日切之事

一 御撫育方上納之御運上銀之類十日切之事

一 往還筋小道迄も十日迄ニ作り調之事

一 御立山ニ而追落鎌斧有無廿五日切申出之事

一 御本勘修甫配当共ニ前年勘定物落無之様取揃、日割相成次第引合勘之事

一 御米銀取帳其外諸落無之様廿五日切調出之事

一 御困糶中札同断

一 早田見取帳無油断相調算用師座江差出候事

但、検見有之候得ハ其分別紙ニ調出之事

一 例年之通一統鎌留受状為仕可申候

一 初御蔵江当り候村之儀者旧例之通上納之事

一 櫛の実見取帳調出之事

一 当月江入候得ハ其年之豊凶相考、凡之趣十日迄ニ申出之事

七 月

一 於地下ニ御勘渡相成候定御扶持方之面々人数付立紙前江相調当月中可申出候事

一 御本勘當御米方定払尚諸払引当一紙例之通横帳ニノ調出之事

九月

一 中田熟毛ニ相成候ハ、請檢見之境致詮議、檢見有之候ハ、石高申出、惣春受ニ而候ハ、春受状可差出候事

一 酒屋中定法御貸米入用之分ハ五日切願出之事

一 御蔵入御預り地共ニ、翌春并出川除其外御普請前積探用願共ニ九月中を切調出之事

一 御米收納出来次第御蔵納并ニ御切手払共ニ無油断払切之事

一 同断餅米随分宜米取立上納之事

一 御預り地皆済一紙案文之通九月中調出之事

十月

一 御蔵窮一紙兼而案文差出候前を以廿五日切調出シ可申候事、尚又出郡之上ハ勘文取揃引合ニ付自身出勘之事

一 同申出之事

一 御本勘修甫利且納配當諸出来米取立十日切皆済届之事

一 秋納銀一紙十五日限調出之事

十一月

一 石当り張紙下り次第御蔵戸前江張付之事

一 御貸米利且納共ニ取立之儀ハ勿論、取立不相成分ハ質物売払元利不残上納之事

一 奉公人割符相成候分、名前歳付当月中可差出候事

同断

一 良木植付之儀者御立山并合壁山山野ニ而宜場所見立、植付本数有無共二十日迄届出之事

一 往還松植繼本数有無共二同断

一 百姓田畠端其外畑を開き、櫛楮茶桑植付本数有無共二

一 秋納銀半銀廿八日切上納之事

十二月

一 御受紙之内諸村ニ而漉立不相成脇村江相資候分廿日切申出之事

一 諸修甫米貸付相極候ハ、付立を以申達、夫々證文差出候上払被差替相渡候事

一 櫛ノ実懸取相成次第村々切符大庄屋江差出候事

但、質物随分丈夫ニ取置候事

一 土貢御蔵納餅米割符辻上納之員教書記上納不残相濟候

一 秋銀残り半納五日切之事

一段届出之事

一 暮上納銀十日切之事

一 付り、廻米之儀も上納相濟候ハ、通ひ帳算用師座江

一 御受紙成丈ケハ年内三步一上納之事

可差出候事

一 夏分洪水ニ付永否有之分ハ下見帳・散札共ニ調出之事

一 御在国年之儀者翌年始御目見罷出候寺社并ニ百姓名前付出席有無十日切可申出候事

一 付り、十一月中不申出分ハ無之部ニノ郡方届出仕せ

候事

一 困究百姓無據趣ニ付借米願仕候分ハ委數遂詮議、当月中書付差出可申候、物切過候得ハ不及沙汰候事

但、願出差出候節下地借込之惠借残り元尚持懸り田畠横帳を以仕出之事、右付立相記不申手子之者聞印無之分ハ受込不申候事

右前条之廉々等閑ニ而諸仕出物毎度物限り及遅々候故追々嚴重ニ申付候得共、所詮行形之悪癖捨り不申、御代官所及問ニ甚不相濟事ニ付、第一者地下脚役之費不大人形、因茲此度年中行事申付村別江書渡候条、可成程物切ら内可致仕出候、自然と物切過候時者過料銀之令沙汰候条、老廉ニ付銀老宛宛出銀申付、其上質飛脚を以可及催促二候、尤物限迄ニ仕出不相成訳ケ有之候ハ、其段前

長州藩における庄屋の年中行事書（山崎）

七二

方可申出候、如此申付候而も若不心得ニ而後せ之村々於
有之ハ、依趣咎々可及沙汰ニも候条、已来此法無懈怠相
守可申候事

文化九申四月